

低炭素建築物新築等計画認定手数料表（１／２）

単位（円）

低炭素建築物新築等計画認定【適合証等あり】		低炭素認定	低炭素変更認定
住宅			
一戸建て住宅		5,800	4,100
共同住宅			
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの		11,300	8,000
当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの		23,800	16,700
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの		52,800	37,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの		94,700	66,500
当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの		119,000	83,500
当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの		148,000	103,000
非住宅			
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの		11,300	8,000
当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの		19,500	13,800
当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの		31,600	22,200
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの		94,300	66,100
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの		149,000	104,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの		188,000	132,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの		235,000	165,000

注記

- 1 本表は、江東区事務手数料条例の別表第7を抜粋し見やすく加工したものです。
- 2 本表と区条例とに差異があった場合、条例の記載事項を正とします。

低炭素建築物新築等計画認定手数料表（2／2）

単位（円）

低炭素建築物新築等計画認定【適合証等なし】		低炭素認定	低炭素変更認定
住宅			
一戸建て住宅			
誘導仕様基準			
当該部分の床面積の合計が200㎡未満のもの		20,700	14,300
当該部分の床面積の合計が200㎡以上のもの		22,200	15,100
仕様・計算併用法			
当該部分の床面積の合計が200㎡未満のもの		30,100	21,100
当該部分の床面積の合計が200㎡以上のもの		33,200	23,300
標準計算法			
当該部分の床面積の合計が200㎡未満のもの		40,200	28,300
当該部分の床面積の合計が200㎡以上のもの		44,900	31,500
共同住宅			
誘導仕様基準			
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの		38,700	26,800
当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの		66,900	46,500
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの		120,000	84,800
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上のもの		183,000	127,000
仕様・計算併用法			
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの		59,800	42,000
当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの		100,000	70,500
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの		175,000	122,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの		256,000	179,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの		304,000	213,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの		354,000	248,000
標準計算法			
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの		81,000	56,800
当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの		135,000	94,600
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの		229,000	161,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの		329,000	231,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの		390,000	273,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの		449,000	314,000
非住宅			
モデル建物法			
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの		102,000	71,600
当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの		129,000	91,100
当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの		171,000	119,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの		276,000	193,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの		361,000	253,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの		434,000	304,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの		509,000	357,000
標準入力法			
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの		266,000	186,000
当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの		334,000	234,000
当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの		431,000	301,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの		615,000	430,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの		758,000	531,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの		896,000	627,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの		1,020,000	715,000

注記

- 1 本表は、江東区事務手数料条例の別表第7を抜粋し見やすく加工したものです。
- 2 本表と区条例とに差異があった場合、条例の記載事項を正とします。